

## 警視庁史編さん委員会規程

昭和 31 年 9 月 24 日

訓令甲第 14 号

存 続 期 間

〔沿革〕 昭和 32 年 4 月 訓令甲第 7 号  
38 年 8 月 同第 19 号  
40 年 3 月 同第 6 号  
42 年 7 月 同第 22 号  
43 年 11 月 同第 40 号、同第 42 号  
44 年 10 月 同第 27 号  
48 年 3 月 同第 7 号  
49 年 1 月 同第 3 号、4 月同第 9 号  
平成 5 年 3 月 同第 7 号  
7 年 1 月 同第 2 号  
11 年 3 月 同第 6 号  
15 年 4 月 同第 18 号  
23 年 9 月 同第 12 号改正

（設置）

第 1 条 警視庁本部に、警視庁史編さん委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第 2 条 委員会は、警視庁の史料を収集編さんし、警視庁史（以下「庁史」という。）の発行に関する事項を審議するものとする。

（構成）

第 3 条 委員会に、次の委員長及び委員を置く。

- （1）委員長 総務部長
- （2）委員 （常任）文書課長  
（常任）企画課長  
（常任）広報課長  
（常任）人事第一課長  
（常任）第一方面本部長  
会計課長  
教養課長

交通総務課長  
警備第一課長  
地域総務課長  
公安総務課長  
刑事総務課長  
生活安全総務課長  
組織犯罪対策総務課長  
警察署長のうちから1人

(任命及び任期)

第4条 委員長及び委員は、副総監が任命し、その任期は、その職に在任中とする。

(委員長)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、文書課長たる委員が委員長の職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員長は、必要があると認めるとき又は委員から要請があつたときは、委員会を招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(常任委員会)

第7条 委員長は、定例平易な事項については常任委員会を開くことができる。

2 常任委員会における議事の結果については次の委員会に報告しなければならない。

(各部長の出席)

第8条 各部長は、委員会の会議に出席して意見を述べることができる。

(意見の聴取)

第9条 委員会は、必要により所属長並びにその他の関係者の出席を求め意見を聴取し、又は史料の提出を求めることができる。

(委嘱)

第10条 委員会は、史料の収集、調査編さんのため必要があると認めるときは若干名の

学識経験者を委嘱することができる。

(書記)

第 11 条 委員会に書記若干名を置く。

2 書記には、文書課の課長代理文書担当のほか、委員長において指名するものをもつてあてる。

3 書記は、上司の命をうけ会務を処理する。

(庶務)

第 12 条 委員会に関する事務は、文書課において行うものである。

(委任)

第 13 条 委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

以下改正付則抄録